

第9号議案

大田区福祉オンブズマン条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年2月19日

提出者 大田区長 松原忠義

大田区福祉オンブズマン条例の一部を改正する条例

大田区福祉オンブズマン条例(平成12年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第6条中第5項を削り、第6項を第5項とし、第7項を第6項とする。

第12条第1項第1号イ中「(昭和37年法律第160号)」を「(平成26年法律第68号)」に改める。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(提案理由)

オンブズマンの任期に関する規定を整備するほか、行政不服審査法の改正に伴い規定を整理するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 10 号議案

大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成 27 年条例第 59 号）の一部を次のように改正する。

別表 11 の項中「同」を「医療保険給付関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの」に改め、同表中 17 の項を 19 の項とし、16 の項を 18 の項とし、15 の項を 17 の項とし、同表 14 の項中「又は介護保険給付等関係情報」を「、介護保険給付等関係情報又は外国人生活保護関係情報」に改め、同項を同表 16 の項とし、同表中 13 の項を 14 の項とし、12 の項の次に次のように加える。

13	大田区立シルバーピア条例（平成 5 年条例第 8 号）による大田区立シルバーピアの管理に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
----	---	---

別表 14 の項の次に次のように加える。

15	法別表第 1 の 15 の項に規定する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
----	---	-------------------------

付 則

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 区長は、この条例の施行の日前においても、この条例の実施のために必要な準備行為をすることができる。

(提案理由)

個人番号を利用する事務及び当該事務において利用する特定個人情報を加えるため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 11 号議案

大田区組織条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区組織条例の一部を改正する条例

大田区組織条例（昭和 49 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表中 「区長政策室
計画財政部」 を「企画経営部」に改める。

第 2 条の表中区長政策室の項を削り、計画財政部の項を次のように改める。

企画経営部

- (1) 区行財政の企画及び調整に関すること。
- (2) 区長の特命に係る重要施策に関すること。
- (3) 予算に関すること。
- (4) 広報及び広聴に関すること。
- (5) 電子計算組織に関すること。
- (6) 施設営繕に関すること。

第 2 条の表総務部の項中第 6 号を第 8 号とし、第 5 号の次に次の 2 号を加える。

- (6) 防災に関すること。
- (7) 危機管理に関すること。

第 2 条の表地域力推進部の項中第 7 号及び第 8 号を削り、第 9 号を第 7 号とし、第 10 号を第 8 号とする。

付 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

区長政策室及び計画財政部を廃止し、企画経営部を新設するとともに、総務部及び地域力推進部の分掌事務を変更するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第12号議案

大田区行政不服審査法施行条例

上記の議案を提出する。

平成28年2月19日

提出者 大田区長 松原忠義

大田区行政不服審査法施行条例

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 大田区行政不服審査会（第2条―第6条）

第3章 手数料等（第7条）

第4章 雑則（第8条）

第5章 罰則（第9条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）の施行に関し、法に基づく政令等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2章 大田区行政不服審査会

（設置）

第2条 法第43条第1項の規定による諮問に応じて審査を行うため、法第81条第1項の規定に基づき、区長の付属機関として大田区行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（組織）

第3条 審査会は、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから区長

が委嘱する委員5人以内をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会議の非公開)

第5条 審査会の会議は、審査会が適当と認める場合を除き、公開しないものとする。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第3章 手数料等

(手数料等)

第7条 法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項(他の法令において準用する場合を含む。)及び法第81条第3項の規定により読み替えて準用する法第78条第4項に規定する手数料の額は、無料とする。

2 法第38条第1項(他の法令において準用する場合を含む。)及び法第81条第3項の規定により読み替えて準用する第78条第1項に規定する写し又は書面の交付を受ける者は、当該交付を受けるために要する費用について、別に定める額を負担しなければならない。

第4章 雑則

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

(罰則)

第9条 第6条の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に

処する。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第 3 条の規定による審査会の委員の委嘱に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(提案理由)

行政不服審査法の施行に関し、法に基づく政令等に定めるもののほか、必要な事項を定めるため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する。

第 13 号議案

大田区情報公開条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区情報公開条例の一部を改正する条例

大田区情報公開条例（昭和 60 年条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条及び第 14 条を次のように改める。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第 13 条 第 7 条第 1 項若しくは第 5 項の規定による決定、第 11 条の 2 の規定による公文書の開示の請求を拒否する決定、この条例に規定する要件を満たさない等の理由により公文書の開示の請求を拒否する決定（第 2 条第 2 号ア若しくはイ又は第 18 条に該当するため公文書の開示をしない場合を含む。）又は公文書の開示の請求に係る不作為についての審査請求は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 9 条第 1 項本文の規定は適用しない。

（審査会への諮問）

第 14 条 実施機関は、前条に規定する審査請求があつた場合は、次に掲げる場合を除き、審査会に諮問し、その議を経て、当該審査請求について裁決を行わなければならない。

（1） 審査請求が不適法であり、却下する場合

（2） 審査請求に係る処分を取り消し、又は変更して、当該審査請求に係る公文書の全部を開示する場合（第 7 条第 7 項の規定による聴取に対し、当該処分について反対の意見が表明されている場合を除く。）

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第 9 条第 3 項において読み替えて適用する同法第 29 条第 2 項に規定する弁明書の写しを添えて行わなければならない

らない。

第14条の次に次の1条を加える。

(諮問をした旨の通知)

第14条の2 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)
- (2) 公文書の開示の請求をした者(審査請求人及び参加人を除く。)
- (3) 第7条第7項の規定による聴取に対し、当該処分について反対の意見を表明している者

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 実施機関の処分又は不作為についての不服申立てであって、この条例の施行の日前にされた処分又は同日前にされた請求に対する不作為に係るものについては、なお従前の例による。

(提案理由)

行政不服審査法の改正に伴い、審理員による審理手続に関する規定の適用除外について定めるほか、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 14 号議案

大田区情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

大田区情報公開・個人情報保護審査会条例（平成 10 年条例第 68 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 13 条第 2 項」を「第 14 条第 1 項」に、「第 27 条第 2 項」を「第 27 条の 2 第 1 項」に改める。

第 4 条を次のように改める。

（審査会の調査権限）

第 4 条 審査会は、必要があると認める場合には、大田区情報公開条例第 13 条及び大田区個人情報保護条例第 27 条に規定する審査請求に係る事件に関し、審査請求人又は参加人（行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 13 条第 4 項に規定する参加人をいう。）（以下「審査関係人」という。）にその主張を記載した書面（以下「主張書面」という。）又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求め、その他必要な調査をすることができる。

第 8 条中「第 6 条」を「第 11 条」に改め、同条を第 13 条とする。

第 7 条を第 12 条とし、第 6 条を第 11 条とし、第 5 条を第 10 条とし、第 4 条の次に次の 5 条を加える。

（意見の陳述）

第 5 条 審査会は、審査関係人の申立てがあつた場合には、当該審査関係人に口頭で意見を述べる機会を与えるものとする。ただし、審査会が、その必要がな

いと認める場合は、この限りでない。

- 2 前項本文の場合において、審査関係人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(主張書面等の提出)

第6条 審査関係人は、審査会に対し、主張書面又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が、主張書面又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第7条 審査会は、必要があると認める場合には、その指名する委員に、第4条の規定による調査をさせ、又は第5条第1項本文の規定による審査関係人の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の閲覧等)

第8条 審査関係人は、審査会に対し、審査会に提出された主張書面若しくは資料の閲覧(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)又は当該主張書面若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

- 2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る主張書面又は資料の提出人の意見を聴くものとする。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 3 審査会は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定すること

ができる。

4 第1項に規定する交付に係る手数料は、無料とする。

5 第1項に規定する交付を受ける者は、当該交付を受けるために要する費用について、別に定める額を負担しなければならない。

(答申書の送付等)

第9条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査関係人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 大田区情報公開条例の一部を改正する条例(平成28年条例第 号)付則第2項及び大田区個人情報保護条例の一部を改正する条例(平成28年条例第 号)付則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる不服申立てに係る諮問については、なお従前の例による。

(提案理由)

行政不服審査法の改正を踏まえ、審査会の調査権限、提出資料の閲覧について定めるほか、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 15 号議案

大田区個人情報保護条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 大田区長 松原 忠義

大田区個人情報保護条例の一部を改正する条例

大田区個人情報保護条例（平成 10 年条例第 66 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 26 条・第 27 条」を「第 26 条—第 27 条の 3」に改める。

第 27 条を次のように改める。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第 27 条 第 23 条第 1 項若しくは第 4 項の規定による決定、第 18 条の 3 の規定による自己情報の開示の請求を拒否する決定、この条例に規定する要件を満たさない等の理由により自己情報の開示等の請求を拒否する決定（第 33 条の規定により自己情報の開示等の請求を拒否する場合を含む。）又は自己情報の開示等の請求に係る不作為についての審査請求は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 9 条第 1 項本文の規定は適用しない。

第 7 章中第 27 条の次に次の 2 条を加える。

（審査会への諮問）

第 27 条の 2 実施機関は、前条に規定する審査請求があった場合は、次に掲げる場合を除き、大田区情報公開・個人情報保護審査会条例（平成 10 年条例第 68 号）に基づく大田区情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、その議を経て、当該審査請求について裁決を行わなければならない。

（1） 審査請求が不適法であり、却下する場合

（2） 審査請求に係る処分を取り消し、又は変更して、当該審査請求に係る自

己情報の全部を開示する場合

- 2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項に規定する弁明書の写しを添えて行わなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第27条の3 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)
- (2) 自己情報の開示等の請求をした者(審査請求人及び参加人を除く。)

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 実施機関の処分又は不作為についての不服申立てであって、この条例の施行の日前にされた処分又は同日前にされた請求に対する不作為に係るものについては、なお従前の例による。

(提案理由)

行政不服審査法の改正に伴い、審理員による審理手続に関する規定の適用除外について定めるほか、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 16 号議案

大田区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

大田区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項を次のように改める。

2 月の途中で、就職し、退職し、失職し、若しくは死亡した場合又は職務の間に異動があつた場合の当月分の月額報酬の額は、その月の日数を基礎として、それぞれその職務に在職する日数の日割りによつて計算した額とする。

第 3 条に次の 1 項を加える。

4 第 1 項の規定にかかわらず、選挙管理委員会の補充員を除く委員会の委員等が、1 月を通じて職務を執行できない状態であつた場合は、当該月の報酬を支給しないことができる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

選挙管理委員会の補充員を除く委員会の委員等の報酬について、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 17 号議案

大田区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
大田区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年条例第 12 号）
の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「2 万 4,000 円」の次に「（弁護士資格を有する職員（以下
「非常勤弁護士」という。）にあつては、4 万円）」を加え、同条第 2 項中「5,500
円」の次に「（非常勤弁護士にあつては、1 万円）」を、「35 万円」の次に「（非
常勤弁護士にあつては、56 万円）」を加える。

付 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

非常勤職員のうち弁護士の資格を有する者に対する報酬の上限額を定めるため、
条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 18 号議案

公聴会等に出頭する者の実費弁償条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

公聴会等に出頭する者の実費弁償条例の一部を改正する条例

公聴会等に出頭する者の実費弁償条例（昭和 26 年条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 号中「第 27 条」を「第 34 条」に改める。

付 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

行政不服審査法の改正に伴い、規定を整理するため、条例を改正する必要があるため、この案を提出する。

第 19 号議案

大田区立男女平等推進センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区立男女平等推進センター条例の一部を改正する条例

大田区立男女平等推進センター条例（平成 11 年条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 5 条関係）

使用区分 施設名	使用日	午前	午後	夜間
		午前 9 時～ 正午	午後 1 時～ 午後 5 時	午後 6 時～ 午後 10 時
第一学習室	平日	540 円	940 円	940 円
	土曜日・日曜日・休日	600 円	1,140 円	1,140 円
第二学習室	平日	700 円	1,140 円	1,140 円
	土曜日・日曜日・休日	740 円	1,300 円	1,300 円
第三学習室	平日	700 円	1,140 円	1,140 円
	土曜日・日曜日・休日	740 円	1,300 円	1,300 円
工房	平日	620 円	1,000 円	1,000 円
	土曜日・日曜日・休日	640 円	1,200 円	1,200 円
第一和室	平日	320 円	560 円	560 円
	土曜日・日曜日・休日	360 円	660 円	660 円
第二和室	平日	320 円	560 円	560 円
	土曜日・日曜日・休日	360 円	660 円	660 円
調理室	平日	700 円	1,200 円	1,200 円
	土曜日・日曜日・休日	840 円	1,500 円	1,500 円
音楽室	平日	1,080 円	1,700 円	1,700 円

	土曜日・日曜日・休日	1,140円	2,100円	2,100円
多目的ホール	平日	1,800円	2,700円	2,700円
	土曜日・日曜日・休日	1,800円	3,300円	3,300円

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。

(提案理由)

受益者負担の適正化の観点から、施設の使用料を見直すため、条例を改正する必要があるため、この案を提出する。

第 20 号議案

大田区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
大田区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年条例第 3 号）の
一部を次のように改正する。

第 3 条中第 9 号を第 11 号とし、第 8 号を第 10 号とし、同条第 7 号中「及び勤
務成績の評定」を削り、同号を同条第 9 号とし、同条中第 6 号を第 7 号とし、同
号の次に次の 1 号を加える。

（8） 職員の退職管理の状況

第 3 条中第 5 号を第 6 号とし、第 2 号から第 4 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第
1 号の次に次の 1 号を加える。

（2） 職員の人事評価の状況

付 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

地方公務員法の改正に伴い、人事行政の運営の状況に係る報告事項を整備する
ため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。